

## 令和2年第6回粕屋町議会臨時会会議録（目次）

### 第1号 11月25日（水）

・開 会	5
・会議録署名議員の指名	5
・会期の決定	5
・議案等の上程（第97号～第102号）	5
・議案等に対する質疑	7
・議案等の委員会付託	7
・各委員長の審査結果報告・質疑・討論・採決	8
議案第 97号 粕屋町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する 条例について	8
議案第 98号 粕屋町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する 条例について	8
議案第 99号 粕屋町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の 一部を改正する条例について	11
議案第100号 粕屋町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の 一部を改正する条例について	12
議案第101号 令和2年度 粕屋町一般会計補正予算について	14
議案第102号 和解及び損害賠償の額を定めることについて	15
・閉 会	17

令和2年第6回（11月）

粕屋町議会臨時会

令和2年11月25日（水）

# 令和2年第6回粕屋町議会臨時会会議録（第1号）

令和2年11月25日（水）

午前9時30分開会

於 役場議会議場

## 1. 議事日程

- 第1. 会議録署名議員の指名
- 第2. 会期の決定
- 第3. 議案等の上程
- 第4. 議案等に対する質疑
- 第5. 議案等の委員会付託
- 第6. 委員長報告
- 第7. 委員長報告に対する質疑
- 第8. 討論
- 第9. 採決

## 2. 出席議員（16名）

1番 末 若 憲 治	9番 福 永 善 之
2番 井 上 正 宏	10番 久 我 純 治
3番 案 浦 兼 敏	11番 本 田 芳 枝
4番 安 藤 和 寿	12番 八 尋 源 治
5番 中 野 敏 郎	13番 木 村 優 子
6番 太 田 健 策	14番 山 脇 秀 隆
7番 川 口 晃	15番 小 池 弘 基
8番 田 川 正 治	16番 鞭 馬 直 澄

## 3. 欠席議員（0名）

## 4. 出席した事務局職員（2名）

議会事務局長 古 賀 博 文      議会事務局主幹 山 田 成 悟

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職・氏名（10名）

町長	箱田 彰	副町長	吉武 信一
教育長	西村 久朝	総務部長	山野 勝寛
都市政策部長	山本 浩	住民福祉部長	中小原 浩臣
総務課長	堺 哲弘	経営政策課長	今泉 真次
学校教育課長	早川 良一	介護福祉課長	石川 弘一

(開会 午前9時30分)

**◎議長（鞭馬直澄君）**

改めまして、おはようございます。

昨日は、来月開所予定のかよいちょう保育園の竣工式にお招きいただきました。素晴らしい施設・設備と素晴らしい環境の新保育園が開園し、粕屋町の幼児保育に大きく貢献していただけることと、思いを強く致しました。

本臨時会におきまして、新型コロナウイルス感染防止対策といたしまして、3密を防ぐことから、本会議を含む委員会等への町執行部の出席要請は、最小限としておりますことをご了承願います。

ただ今の出席議員数は、16名全員であります。定足数に達しておりますので、ただ今から令和2年第6回粕屋町議会臨時会を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

**◎議長（鞭馬直澄君）**

日程第1、「会議録署名議員の指名」をいたします。

今臨時会の会議録署名議員には、会議規則第127条の規定により、議長において、7番、川口晃議員及び9番、福永善之議員を指名いたします。

**◎議長（鞭馬直澄君）**

次に日程第2、「会期の決定」についてを議題といたします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日限りといたしたいと思っております。これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**◎議長（鞭馬直澄君）**

ご異議なしと認めます。よって、会期は、本日1日限りと決定をいたしました。

**◎議長（鞭馬直澄君）**

日程第3、「議案等の上程」を行います。

お手元に配付いたしておりますように、本臨時会に町から提出されました議案は6件であります。

提案理由の説明を求めます。

箱田町長。

(町長 箱田 彰君 登壇)

**◎町長（箱田 彰君）**

改めまして、おはようございます。

本日、令和2年第6回粕屋町議会臨時会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、何かとお忙しい中全員の御出席を賜り、心から感謝を申し上げます。

9月16日の菅内閣誕生から、早くも2か月が経過しました。この間、アメリカ合衆国では、次期大統領候補で、ジョー・バイデン氏が決定し、新政権への移行が大きな問題となり、それが世界への大きな影響となっております。日本におきましても、菅政権下で、ハンコの廃止や行政のデジタル化などの急速な進展をしております。粕屋町におきましても、12月1日から、申請書などの行政書類のハンコレス化を、一部スタートさせます。住民の窓口での負担軽減を主眼に、まずは可能なものから速やかに実施したいと考えております。

さて、今臨時会では、新型コロナウイルス対策関連の補正予算や、給与・報酬等の改定、和解・損害賠償の案件など、緊急にご議論いただきたい議案を提案しております。

それでは、議案の上程並びに提案理由の説明を申し上げます。

本日の臨時会に町から提案いたします議案は、条例の改正が4件、令和2年度補正予算が1件、和解及び損害賠償額の決定が1件、以上6件でございます。

まず、議案第97号は、「粕屋町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」でございます。人事院勧告に基づく、国家公務員の給与改正法案が国会におきまして、令和2年11月19日に衆議院で可決・成立いたしましたので、国家公務員の給与改定に準じまして、一般職の職員給与を改定するものでございます。今回の改正の概要といたしましては、ボーナスについて、民間の支給割合との均衡を図るため、支給月数を年間4.5月分から4.45月分へ、0.05月分の引下げ改定を行うものでございます。

次に、議案第98号は、「粕屋町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」、そして、次の議案第99号は、「粕屋町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について」でございます。議案第98号と第99号は、いずれも人事院勧告に基づき、国の特別職国家公務員の給与改定に準じまして、期末手当の支給月数を年間3.4月分から3.35月分へ、0.05月分の引下げ改定を行うものでございます。

次に、議案第100号は、「粕屋町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」でございます。会計年度任用職員の期末手当につきましても、一般職の職員に準じて支給する旨定めているところですが、会計年度任用職員については、雇用している方への影響の公平性を図るため、人事院勧告に基づく改定を、翌年度の4月1日から適用するよう、新たに規定するものでご

ございます。

次に、議案第101号は、「令和2年度粕屋町一般会計補正予算について」でございます。今回の補正予算は、新型コロナウイルス感染症対策として実施する、町の独自支援策の計上となっております。既定の歳入・歳出予算の総額に、歳入・歳出それぞれ2億429万1千円を追加し、歳入・歳出予算の総額を219億3,941万円とするものでございます。歳出の内容といたしましては、65歳以上のシニア世代を応援するため、シニア世代応援事業費を9,294万9千円、小・中学校へ電子黒板を配備するため、小学校運営事業費を7,422万8千円、中学校運営事業費を3,711万4千円増額し、その財源として、財政調整基金から繰入れをするものでございます。

次に、議案第102号は、「和解及び損害賠償の額を定めることについて」でございます。令和2年9月6日から7日にかけて通過しました、台風10号により発生した学校施設の屋根材の飛散による車両物損事故について、相手方に対し損害賠償の額を定め和解しようとするもので、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

以上で、提案理由の説明を終わります。何とぞよろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

(町長 箱田 彰君 降壇)

**◎議長（鞭馬直澄君）**

次に日程第4、「議案等に対する質疑」に入ります。質疑は、一括議案番号順にお願いいたします。

質疑はございませんか。

(声なし)

**◎議長（鞭馬直澄君）**

ないようですので、質疑を終結いたします。

**◎議長（鞭馬直澄君）**

日程第5、「議案等の委員会付託」についてお諮りいたします。

本日上程されました97号議案から100号議案及び102号議案につきましては、付託表のとおり、所管の委員会に付託したいと思います。また、101号議案の補正予算関係につきましては、地方自治法第109条第1項及び粕屋町議会委員会条例第5条の規定により、議員全員で構成する予算特別委員会を設置し、予算特別委員会に付託して審査することにしたいと思います。これに、ご異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

**◎議長（鞭馬直澄君）**

ご異議なしと認めます。よって、本日上程されました議案につきましては、付託

表のとおり、それぞれ所管の委員会に付託することに決定いたしました。

なお、予算特別委員会の正副委員長は、申し合わせ及び協議により、委員長に中野敏郎議員、副委員長に久我純治議員であります。

ただ今から各委員会審査のため、本会議を暫時休憩いたします。付託の委員会審査がすべて終了し、委員長報告ができ次第、本会議を再開いたしますので、よろしくお願いいたします。

それでは、休憩いたします。

(休憩 午前9時40分)

(再開 午後1時00分)

#### ◎議長（鞭馬直澄君）

それでは、再開いたします。

本日上程されました、議案第97号「粕屋町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」、議案第98号「粕屋町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」、以上、2議案を一括して議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

安藤総務常任委員会委員長。

(総務常任委員会委員長 安藤和寿君 登壇)

#### ◎4番（安藤和寿君）

議案第97号、及び98号を一括して報告させていただきます。

議案第97号は、「粕屋町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」、付託を受けました、総務常任委員会の議案の審査と結果について、ご報告いたします。

人事院勧告に基づく国家公務員の給与改正法案が、国会におきまして、令和2年11月19日に衆議院で可決・成立したことに伴い、国家公務員の給与改定に準じて、一般職の給与が改定されるものです。改定の概要といたしましては、期末手当について、民間の支給割合との均衡を図るため、支給月数が、年間4.5月分から4.45月分へ0.05月分、引下げられるものです。

審査の中で委員より、官民との計数格差の是正の確認、他自治体の動き、民間ボーナスとの比率は、0.04月に対してなぜ0.05月なのか、などの質問があがりました。

付託を受けました総務常任委員会におきまして、慎重に審査いたしました結果、賛成多数にて可決すべきと決しましたことをご報告いたします。

次に、議案第98号は、「粕屋町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」であります。議案第97号と同じく、人事院勧告に基づいた特別職国家公務員の給与改定に準じて、町の特別職の職員についても、期末手当の支給月



数が、年間3.4月分から3.35月分へ0.05月分引下げられるものです。

付託を受けました総務常任委員会におきまして、慎重に審査いたしました結果、全員賛成にて可決すべきと決しましたことをご報告いたします。

(総務常任委員会委員長 安藤和寿君 降壇)

**◎議長（鞭馬直澄君）**

ただ今の委員長報告に対する質疑に入ります。質疑は、一括議案番号順にお願いいたします。

質疑はありませんか。

(声なし)

**◎議長（鞭馬直澄君）**

ないようですので、質疑を終結いたします。

これより、議案97号の討論に入ります。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

田川議員。

**◎8番（田川正治君）**

議案第97号、粕屋町一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例に対して、反対討論を行います。

人事院が国家公務員の賃金について、公務員と民間の賃金格差について、公務員の賃金が民間の賃金より164円、0.04%低いという状況があるにも関わらず、官民格差が極めて小さいということで、人事院は勧告をすることをせず、是正を行いませんでした。このことは、民間より低い公務員の月例給について、民間に合わせるということだけでなく、低いままに抑えるという状況があります。にもかかわらず、これと併せて今回、人事院が年間の賃金として期末手当を支給していることについて、支給割合を民間より高いということで均衡を図るという趣旨に基づいて、民間との比較は実際は0.04か月なのに、今回、0.05か月引き下げると勧告しました。これまで人事院勧告は、官民格差を問題にして、民間への公務員の賃金が高いということで、民間の賃金に合わせる勧告を行ってきました。しかし、先ほども述べましたように、今年度は、民間の賃金が公務員よりも低い。このような状況にあるのを是正もせず、期末手当を引き下げることになりました。このような人事院のやり方については、本来の目的である官民格差をなくすということを言っておる中で、公務員の賃金を引き下げる、期末手当を引き下げるということを優先するようなことになっております。

特に今年度は、コロナ危機のもとで、懸命に町民の皆さんの生活、暮らしを守るということも含めて、コロナ感染を防止するという立場で、時間外の公務労働にも

堪えて、役場の皆さん、職員の皆さんは、奮闘されてきております。そういう点では、24時間臨戦体制のもとに職務に当たって、公務員としての役割を果たすということを行ってきております。私は今回、粕屋町としては、この一般職員の期末手当0.05か月分、一般職員の平均給与で言えば、2万1千円引き下げる。これは、去年の消費税の10%増税も含めて負担が増える状況のもとで、期末手当を引き下げることについて、反対をいたします。むしろ、期末手当を引下げず、据置きも含めて検討すべきものであると思います。

以上、述べまして、期末手当の引下げに対する反対討論といたします。

**◎議長（鞭馬直澄君）**

次に、原案賛成の方の発言を許します。

（声なし）

**◎議長（鞭馬直澄君）**

次に、原案反対の方の発言を許します。

（声なし）

**◎議長（鞭馬直澄君）**

次に、原案賛成の方の発言を許します。

（声なし）

**◎議長（鞭馬直澄君）**

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第97号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は、賛成ボタンを押してください。

（賛成者投票）

**◎議長（鞭馬直澄君）**

賛成多数であります。よって、議案第97号「粕屋町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」は、委員長の報告のとおり可決いたしました。

**◎議長（鞭馬直澄君）**

続いて、議案第98号の討論に入ります。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

（声なし）

**◎議長（鞭馬直澄君）**

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

（声なし）

**◎議長（鞭馬直澄君）**

ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議案第98号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は、賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

**◎議長（鞭馬直澄君）**

全員賛成であります。よって、議案第98号「粕屋町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」は、委員長の報告のとおり可決いたしました。

**◎議長（鞭馬直澄君）**

次に、議案第99号「粕屋町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

福永議会運営委員会委員長。

(議会運営委員会委員長 福永善之君 登壇)

**◎9番（福永善之君）**

議案第99号「粕屋町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について」、付託を受けました議会運営委員会の議案の審査と結果について、報告いたします。

人事院勧告に基づく国家公務員の給与改正法案が、国会におきまして衆議院で可決したことに伴い、人事院勧告に基づいた特別職国家公務員の給与改定に準じて、粕屋町議会議員についても期末手当の支給月数を年間3.4月分から3.35月分へ、0.05月分引下げられるものです。委員会審査の経過は、衆議院では可決しておりますが、参議院での議決はどうなっているのかという質問がありました。

付託を受けました、議会運営委員会におきまして慎重審査しました結果、全員賛成で可決すべきと決しましたことをご報告いたします。

(議会運営委員会委員長 福永善之君 降壇)

**◎議長（鞭馬直澄君）**

ただ今の委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(声なし)

**◎議長（鞭馬直澄君）**

ないようですので、質疑を終結いたします。

これより、議案第99号の討論に入ります。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（鞭馬直澄君）

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（鞭馬直澄君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第99号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は、賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長（鞭馬直澄君）

全員賛成であります。よって、議案第99号「粕屋町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について」は、委員長の報告のとおり可決いたしました。

◎議長（鞭馬直澄君）

次に、議案第100号「粕屋町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

安藤総務常任委員会委員長。

(総務常任委員会委員長 安藤和寿君 登壇)

◎4番（安藤和寿君）

議案第100号は、「粕屋町会計年度職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」であります。付託を受けました、総務常任委員会の議案の審査と結果について、ご報告いたします。

会計年度任用職員の期末手当については、一般職の職員に準じて支給するよう定められているところですが、会計年度での任用という特性から、雇用している方への影響の公平性を考慮し、人事院勧告に基づく改定を翌年4月1日から適用するように規定されたものです。審査の中で、翌年4月1日から適用することの具体的な説明を求めるなど、所管からの説明を改めて再確認いたしました。

付託を受けました総務常任委員会におきまして、慎重に審査いたしました結果、賛成多数にて可決すべきと決しましたことをご報告いたします。

(総務常任委員会委員長 安藤和寿君 降壇)

◎議長（鞭馬直澄君）

ただ今の委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(声なし)

**◎議長（鞭馬直澄君）**

ないようですので、質疑を終結いたします。

これより、議案第100号の討論に入ります。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

川口議員。

**◎7番（川口 晃君）**

今回の会計年度任用職員に対する期末手当の引下げについては、一般職員と同様の立場で反対いたします。

会計年度任用職員は、一般職員と同様に職責を持って仕事をしているものと思います。それにもかかわらず、低い賃金で働いています。多くの方は、期末手当を生活費に組み入れて生活してあります。コロナ不況の中、生活と暮らしに負担が多くなっている中で、期末手当の引下げには、多くの矛盾を感じています。

以上の理由をもって、反対いたします。

**◎議長（鞭馬直澄君）**

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

(声なし)

**◎議長（鞭馬直澄君）**

次に、原案に反対の方の発言を許します。

(声なし)

**◎議長（鞭馬直澄君）**

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

(声なし)

**◎議長（鞭馬直澄君）**

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第100号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は、賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

**◎議長（鞭馬直澄君）**

賛成多数であります。よって、議案第100号「粕屋町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」は、委員長の報告のとおり可決いたしました。

**◎議長（鞭馬直澄君）**

次に、議案第101号「令和2年度粕屋町一般会計補正予算について」を議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

中野予算特別委員会委員長。

（予算特別委員会委員長 中野敏郎君 登壇）

**◎5番（中野敏郎君）**

議案第101号「令和2年度粕屋町一般会計補正予算について」、付託を受けました予算特別委員会の審査の経過と結果について、ご報告いたします。なお、議員全員による審査でしたので、要点のみをご報告いたします。

今回の補正予算は、新型コロナウイルス感染症対策として実施する、町の独自支援策の計上がされたもので、既定の歳入・歳出予算の総額に、歳入・歳出それぞれ2億429万1千円を追加し、歳入・歳出予算の総額を、219億3,941万円とするものです。歳出の内容といたしましては、65歳以上のシニア世代を応援するため、シニア世代応援事業費を9,294万9千円、小学校への電子黒板を配備するため、小学校運営事業費を7,422万8千円、中学校運営事業費を3,711万4千円増額し、その財源として財政調整基金から繰入れするものでございます。

介護福祉課のシニア世代事業につきましては、12月議決日という文言に対するの質問がございました。できるだけ広く、65歳以上の方に配布したいという観点から、来年4月1日現在65歳以上の方に、使いやすい商品券でとのことございました。また、学校教育課の電子黒板・実物投影機購入に関しましては、GIGAスクールとの関連性について、あるいはタブレットの連動性について、なぜ各学校に、小・中学校に一律35台なのかといった質問がございました。また、導入後の研修や支援体制についての質問もございました。今後、誰一人取り残さないための文具としての発信、あるいは受信が期待されるところでございます。

当委員会で慎重に審査しました結果、全員賛成で可決すべきことに決しましたことを、ご報告いたします。

（予算特別委員会委員長 中野敏郎君 降壇）

**◎議長（鞭馬直澄君）**

この議案につきましては、ただ今の委員長報告のとおり議員全員による審査を行っております。

よって、質疑を省略し、これより議案第101号の討論に入ります。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

（声なし）

**◎議長（鞭馬直澄君）**

次に、原案賛成の方の発言を許します。

（声なし）

**◎議長（鞭馬直澄君）**

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第101号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は、賛成ボタンを押してください。

（賛成者投票）

**◎議長（鞭馬直澄君）**

全員賛成であります。よって、議案第101号「令和2年度粕屋町一般会計補正予算について」は、委員長の報告のとおり可決いたしました。

**◎議長（鞭馬直澄君）**

次に、議案第102号「和解及び損害賠償の額を定めることについて」を議題いたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

安藤総務常任委員会委員長。

（総務常任委員会委員長 安藤和寿君 登壇）

**◎4番（安藤和寿君）**

議案第102号は、「和解及び損害賠償の額を定めることについて」、付託を受けました総務常任委員会の審査の経過と結果について、ご報告いたします。

本議案は、令和2年9月6日から7日にかけて通過した台風10号により発生した、学校施設の屋根材の飛散による車両物損事故について、相手方に対し、損害賠償の額を定め、和解しようとするもので、地方自治法第96条第1項第12号及び13号の規定により、議会の議決を求められたものでございます。

審査の中で、当該小学校の屋根は、今年度改修工事を予定していたことから、改修前で、町のほうにも責任があるとの説明がありました。

総務常任委員会で慎重に審査いたしました結果、全員賛成にて原案どおり可決すべきことに決しましたことをご報告いたします。

（総務常任委員会委員長 安藤和寿君 降壇）

**◎議長（鞭馬直澄君）**

ただ今の委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

（声なし）

**◎議長（鞭馬直澄君）**

ないようですので、質疑を終結いたします。

これより、議案第102号の討論に入ります。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

（声なし）

**◎議長（鞭馬直澄君）**

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

（声なし）

**◎議長（鞭馬直澄君）**

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第102号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は、賛成ボタンを押してください。

（賛成者投票）

**◎議長（鞭馬直澄君）**

全員賛成であります。よって、議案第102号「和解及び損害賠償の額を定めることについて」は、委員長の報告のとおり可決いたしました。

お諮りいたします。

本会議中、誤読などによる字句、数字等の整理、訂正につきましては、会議規則第45条の規定により、議長に一任していただきたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

**◎議長（鞭馬直澄君）**

ご異議なしと認めます。よって、誤読などによる字句、数字等の整理、訂正は議長に一任していただくことに決定をいたしました。

町長から発言の申し出がっておりますので、これを認めます。

箱田町長。

**◎町長（箱田 彰君）**

令和2年第6回臨時議会の閉会にあたりまして、自席からではございますが、一言ご挨拶申し上げます。

本日提案いたしましたすべての議案にご賛同いただきましたことに対して、心から感謝申し上げます。

皆さま御承知のとおり、新型コロナウイルスによる感染が、第3波と思わせるような状況となっております。政府は、この感染の脅威に立ち向かうべく、全国民に



対して早期のワクチン接種を目指し、県や市町村と一体となって、計画を今まに行っているところでございます。粕屋町といたしましても、国・県と緊密な連携を図り、ワクチン接種が遅滞なく全町民に対して施行されるように、準備を行っていく所存でございます。同時に、これからも感染予防に努めながら、徐々に社会経済活動の日常を取り戻せるように、努力してまいりたいと考えております。

どうか議員各位のご理解と、なお一層のご協力を賜ることを心からお願いし、閉会にあたっての私からのお礼の挨拶とさせていただきます。

本日は、どうもありがとうございました。

**◎議長（鞭馬直澄君）**

お諮りします。本臨時会に付議されました案件の審議は、すべて終了いたしました。

よって、令和2年第6回粕屋町議会臨時会を閉会したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

**◎議長（鞭馬直澄君）**

ご異議なしと認めます。

よって、令和2年第6回粕屋町議会臨時会を閉会いたします。

（閉会 午後1時27分）

上記会議の経過については、その内容の相違ないことを証するためここに署名する。

議 長 鞭 馬 直 澄

署名議員 川 口 晃

署名議員 福 永 善 之